



いのちとくらしをまもる
防災減災



令和7年3月12日
高知県
高知地方気象台

高知県土砂災害警戒情報発表基準の暫定基準廃止について

高知県と高知地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和7年3月19日11時から、宿毛市を通常基準により運用します。

高知県と高知地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準については、令和6年4月17日23時14分頃に発生した豊後水道の地震による地盤の緩みを考慮し、震度6弱を観測した宿毛市で通常基準の7割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況及び降雨の状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、宿毛市で運用してきた土砂災害警戒情報の暫定基準を下記のとおり廃止し、通常基準による運用に戻すこととします。

なお、高知県が提供する土砂災害危険度情報^{*}及び気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）^{*}についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準の廃止日時
令和7年3月19日（水） 11時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村（別紙に図示）
宿毛市

※高知県の土砂災害危険度情報と気象庁の土砂キキクルは、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

高知県 <https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx>

気象庁 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:8/elements:land>

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：高知県土木部防災砂防課 担当 竹内

電話 088-823-9847

高知地方気象台 担当 松田

電話 088-822-8882

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する市町村



 7割の暫定基準から通常基準に戻す市町村
宿毛市